

令和8年5月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和8年5月28日（木）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時50分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、補佐、主査、主事

7 議題等

第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第10号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告事項5 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日は御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより5月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、御異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員にお願いをいたします。

会 長	本日の付議事件としては、第 8 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」が 1 件、第 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」が 2 件、第 10 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が 1 件でございますのでよろしくお願い致します。
会 長	それでは早速ですが、第 8 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
補 佐	それでは、第 8 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。この議案は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第 8 号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
柏原圭子 委 員	5 月 18 日に荒谷委員と現地調査を行いました。 申請地は、旭南線西の野町 2 の交差点を南へ進み、道路東側の長方形の稲田の形状、立地的に稲作作りに適した、整地された場所でした。区分けがあり以前から稲作が継続されていることが分かります。南側側面には外来種のキンケイギクが咲いておりました。譲渡人は相続により取得した稲田ですが、耕作の経験もなく後継者等の労働力もないそうです。譲受人は、既に農地面積 3,469 m²を営農、農機具も所有し、農地拡大の意欲があり、自宅・既存農地から近く不便もないようです。以上のように条件も整っているため所有権移転に問題はないと考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。第 8 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	事務局に質問ですが、仮登記と抵当権がついていますが、このあたりはいかがでしょうか。
事務局	3 条許可に直接は影響がありませんが、抵当権抹消について抵当権者とは合意ができています。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 8 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】

会 長	挙手全員により、第 8 号議案については、許可することに決まりました。 続いて、第 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
補 佐	それでは、第 9 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。この議案は、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございますが、申請が 2 件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号 1 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。番号 1 の説明は、以上でございます。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	5 月 1 8 日に飯沼委員と現地を調査しました。申請地は瀬港線晴丘交差点を長久手方面へ向かって 4 0 0 m 位にあります。現状は畑となっています。申請者の専門分野である、噛み合わせ治療に特化した総合歯科医院を開業したくこの地を選ばれました。周辺地区へ影響が及ばないよう、土留め、アスファルト舗装、雨水・汚水も排水路を経由し側溝へ流します。以上のことから許可基準を満たしていると考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。何か質問はございませんか。 【質疑応答】
水野政起 委 員	現地を見ましたが、西側には耕作されていない部分があるようですが。
飯沼勝則 委 員	前の耕作者のたい肥が置き場かと思われます。耕作者は産直にも出されていたようです。農地としての管理はしっかりされていました。
森下幸夫 委 員	駐車場 4 0 台分が本当に必要でしょうか。
飯沼勝則 委 員	今回は、噛み合わせに特化していること、常駐医師 3 人と従業員分の駐車場、さらに診療時間外を利用オーラルフレイル予防説明会や親子の歯磨き説明会を定期的を開催するなど、従来の歯科医院とは違うため、駐車場の利用台数はしっかり確保が必要と思われます。 また、過去に内科と整形外科開院時に、駐車場が不足し苦労されました。計画段階でしっかり検討する必要があると考えています。

横井利夫 委 員	農地法には影響がありませんが、融資証明願に、根抵当権を設定しますと記載がありますが、賃借権に根抵当権は設定できない、ということ指摘しておきます。
事務局	銀行の融資証明願の添付があり県へ送付します。県の審査段階で指導があれば、申請者へはその旨お伝えします。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
補 佐	それでは、調書番号2について、説明します。 【番号2 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。番号2の説明は、以上でございます。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
森下幸夫 委 員	5月18日に水野委員と現地を調査しました。本件は去年の12月に定例総会で農用地利用計画変更で承認をいただいた案件です。旭南線の東印場交差点の北、瀬戸街道方面に向かって5本目の東へ200m、南側の角に位置しています。市街化調整区域内で農用地区域内農地です。周辺は住宅が立っており、市街化区域との境目で住宅化が進んだ地域です。所有者のお孫さんが分家住宅を建設、現在は、静岡在住ですが、来年4月には名古屋に転勤予定で、自己所有地はなく、祖父母の所有する農地で、環境も良いこの場所を選定したとのことです。既に住宅が建っている地域で、周辺の営農への影響は少ないと思います。 農地に隣接する箇所にはブロックを積み、土砂が流れ込むようなことにはないように注意するとのことで、本件の申し出は許可相当と考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。何か質問はございませんか。 【質疑応答】
水野政起 委 員	南側に農地が残っているようですが、土砂が流れ込むようなことはないですか。取水は大丈夫ですか。
森下幸夫 委 員	ブロックを積み、土砂が流れないようにするとのことです。取水については、東側の畑のほうから通水します。
松原昭平 委 員	構図内に斜めに入っている線の部分には何かあるのですか。

森下幸夫 委 員	高圧線が通っています。3階建ては建てられません。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。
会 長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第10号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。
補 佐	それでは、第10号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を徴収するものでございます。内容につきましては、別紙調書のとおりです。 【調書を朗読】 なお、借受希望者は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5号各号の規定に該当していることを申し添えます。 説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。第10号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 会 長	農地を貸し出したいという相談を受けている案件は何件くらいありますか。
事務局	利用意向調査をやっておりますが、現在数をお答えできません。
森下幸夫 委 員	貸し出したいという相談があれば、地区ごとに情報提供をしてもらえるとありがたい。
次 長	調査区域ごとに提示できるようにしていきたいと思っています。
水野政起 委 員	申請地は坂道であるため、水の運搬など大変だと思うが、申請者の自宅は申請地と近いのですか。
事務局	近くにお住まいです。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第10号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
委 員	挙手全員により、第10号議案については、賛成することに決定しました。

会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。次に報告事項に移ります。 報告事項 5「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
補 佐	それでは、報告事項 5「農地法第 4 条及び 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。まず 1 の農地法第 4 条による届出は、2 件で、合計面積は 9 5 5 平方メートルです。次に 2 の農地法第 5 条による届出は、7 件で、合計面積は 2, 4 8 7 平方メートルです。 詳細は、別紙調書のとおりです。 なお、これらの届出については、市街化区域内の農地の転用であり、既に事務局において内容を審査し、受理していることを報告します。 説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
荒谷弘美 委 員	受付番号は年度を通しての通番でしょうか。
事務局	御指摘のとおりです。
飯沼勝則 委 員	届出について、既に家が建っていることもあるのですか。
事務局	建築前に届出が原則ですが、後追いで届出が出ることもあります。市街化区域の場合は、それ自体を咎めるものではありません。
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は、6 月 2 6 日(金)午後 3 時から 2 0 1 会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして、本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。